○農林水産省告示第千六百五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第八条第三項の規定に基づき、平成二十五年四月二十五日付けをもって次のように肥料を仮登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第444号	くみあい混合汚泥複合048号	朝日工業株式会社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

2　保証成分量その他の規格

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した同号一〇に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋

字マコメ　一一一三番　一号
一一二二番　二号
一一二三番　三号
一一二七番　四号から六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を昭和四十四年建設省告示第五百四十三号で指定した同号一〇に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋

字上ノ段　一〇〇四番　七号及び八号
一〇八四番　九号
一〇九一番　十号
一〇九二番　十一号及び十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

帯那川の二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県甲府市下帯那町

字海道　三二五五番　一号
三二一四番六　二号
字寺地　三二六二番六　三号
三二六四番二　四号
三三三三番一　五号
三三一七番　六号
三三一八番　七号
三二六八番　八号
三二七三番　九号
三二七五番　十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

在華入沢の一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

山梨県山梨市牧丘町西保中

字在ケ入　六一〇番から六一三番まで
六一五番から六二〇番まで
六二一番一及び六二一番二
六二二番及び六二三番
六二四番一及び六二四番二
六二五番から六二八番まで
六三〇番から六三四番まで
六三六番から六四二番まで
六六一番から六七二番まで
字松尾　六九〇番一及び六九〇番二
六九一番
六九三番から七〇一番まで
七〇二番一及び七〇二番二
七〇三番から七〇八番まで
七一一番から七一三番まで
七一六番から七二一番まで
七二三番から七二五番まで
三二〇〇番
字東棚　三二四七番及び三二四八番
字西棚　三二四七番二
三二四九番二及び三二四九番三
三二五〇番
三二五〇番二
三二六二番一及び三二六二番二

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

倉の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（大正十三年内務省告示第四百八十号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県韮崎市旭町上條南割

字鳥居平　三五一三番　一号から七号まで及び十六号から十九号まで
三五一五番二　八号及び九号
三五一六番　十号
三五一七番一〇　十一号
三五一七番一　十二号
三五一四番二　十四号
三五一四番三　十五号、二十号及び二十一号
字北樋　三五五八番二　十三号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大桑沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和五十六年建設省告示第千二百号で指定した同号十に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県都留市上谷

字大桑　一七六九番二
一七七〇番から一七七四番まで
一七七四番乙
一七七五番
一七七八番から一七八〇番まで
一七八〇番乙
一七八三番二
字山ノ神　一八四九番
一八五一番
一八五八番から一八六〇番まで
一八六一番一
一八六三番五及び一八六三番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県都留市上谷

字大桑　一七六九番三　一号及び二号
一七六九番二　三号及び四号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下原沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県北杜市須玉町下津金

字下原　一六一八番一　一号
一六〇七番一　二号
一五九二番一　三号
一五九七番　四号
一六〇五番　五号から八号まで
一六三一番一　九号から十一号まで

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北浦沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を昭和三十四年建設省告示第二百十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域